

【重要事項説明書】

指定予防居宅療養管理指導業所・指定居宅療養管理指導事業所

毘沙門クリニック（居宅療養管理指導）のご案内

【事業所番号：3410222354】

<事業者概要>

事業者	医療法人あすか
代表	理事長 高橋 祐輔
住所	広島市安佐南区緑井2丁目12-25
連絡先	TEL：082-879-3143 FAX：082-879-3190
設立年月日	平成1年2月16日

<事業所概要>

事業所	毘沙門クリニック
住所	広島市安佐南区緑井3丁目40-30
連絡先	TEL：082-831-0108 FAX：082-831-0139
開設日	令和4年6月1日
営業日	月・火・水・木・土曜日
営業時間	9：00～16：00
休日	金曜日、日曜日、国民の祝日（振り替え休日を含む）、12月30日～1月3日
営業地域	安佐南区、安佐北区
管理者	西野 猛
従業者	医師 常勤1名 非常勤2名

<基本方針>

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

<運営方針>

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

<利用対象者>

原則として要介護認定を受け、「要支援」又は「要介護」と認定されている方

<サービス内容>

居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです。

＜サービス提供責任者＞

あなたへのサービス提供の担当職員及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	田中 健太
管理責任者の氏名	西野 猛

＜ご利用料金など＞

内容		利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
居宅療養 管理指導Ⅰ	(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150 円/回	515 円/回	1,030 円/回	1,545 円/回
	(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870 円/回	487 円/回	974 円/回	1,461 円/回
	(3)(1)及び(2)以外の場合	4,460 円/回	446 円/回	892 円/回	1,338 円/回
居宅療養 管理指導Ⅱ	(1)単一建物居住者1人に対して行う場合	2,990 円/回	299 円/回	598 円/回	897 円/回
	(2)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,870 円/回	287 円/回	574 円/回	861 円/回
	(3)(1)及び(2)以外の場合	2,600 円/回	260 円/回	520 円/回	780 円/回

★被爆者健康手帳をお持ちの方は利用料自己負担額が助成されますので利用料は不要です。(保険給付の限度内)

※介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや利用者が負担することが適当と認められるものについては利用者又はその家族に説明し同意を得ます。

※ 介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

＜利用料等のお支払方法＞

- ①1か月分の利用料、その他の費用を月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送致しますので指定期日までにお支払いください。
- ②お支払いは指定の預貯金口座から毎月 26 日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に自動振替とさせていただきます。なお、自動振替の契約が別途必要となります。
- ③自動振替をされない方は現金で高橋内科小児科医院の受付で指定期日までにお支払い下さい。

＜苦情のご相談＞ 当事業所の苦情相談窓口

- ①提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- ②苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
毘沙門クリニック (サービス提供に関しての苦情相談窓口)	082-831-0108 苦情解決責任者 西野 猛 苦情受付担当者 田中 健太	9時00分 ～16時00分

※ 上記の受付時間以外は留守番電話による対応とします。

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島県国民健康保険団体 連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30~17:15
広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 受付時間 8:30~17:15
広島市安佐南区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38-13 電話番号 082-831-4943 受付時間 8:30~17:15
広島市安佐北区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19-22 電話番号 082-819-0621 受付時間 8:30~17:15

<秘密の保持>

- ①本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③別紙の「医療法人あすか介護事業所の個人情報の利用目的」において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

<ご利用にあたってのお願い>

- ・ 保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ 法律により金品・物品の受け取りは一切できませんので、ご協力ください。

<虐待防止について>

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	医師 西野 猛
-------------	---------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者授業者又は擁護者（現に用語している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。
- (6) 虐待防止委員会の設置を行っています。

<業務継続計画の策定等について>

- ・ 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<その他>

家族への連絡	希望により、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡致します。
緊急時の対応	サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに高橋内科小児科医院の医師に連絡し必要な措置を講じるとともに利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急連絡します。
非常災害対策	サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には、避難等の指揮をとります。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
重要事項説明書	重要事項が変更された場合、利用者にその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてはこの限りではありません。
契約の終了	1週間の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。
禁止事項	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

重要事項説明者

毘医-C-A-重要事項説明書-20220601